平成２２年（フ）第３７９号
盛岡市緑が丘３丁目19番12号　伊藤ビル202号、旧住所東京都荒川区町屋２丁目９番10号
債務者　佐藤　一彦
1　決定年月日時　平成22年６月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第３８４号
盛岡市三本柳10地割59番地１　吉田アパート103号、旧住所盛岡市大館町４番32号
債務者　佐々木トメ
1　決定年月日時　平成22年６月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第３８８号
盛岡市本町通３丁目20番８号
債務者　吉田　文子
1　決定年月日時　平成22年６月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第３９０号
盛岡市東中野町12番27号　吉田アパート201号
債務者　郷六　　優
1　決定年月日時　平成22年６月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第１５４号
山形県鶴岡市みどり町26番21―３号
債務者　坂尾　利浩
1　決定年月日時　平成22年６月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２１年（フ）第１７０号
山形県鶴岡市上藤島字鎧田畑72番地１
債務者　上林　　誠
1　決定年月日時　平成22年６月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２２年（フ）第３３号
山形県鶴岡市羽黒町赤川字熊坂112番地11
債務者　渡部　　良
1　決定年月日時　平成22年６月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２２年（フ）第３６号
山形県鶴岡市覚岸寺字水上155番地52
債務者　渡部　　勉
1　決定年月日時　平成22年６月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２２年（フ）第３７号
山形県鶴岡市覚岸寺字水上155番地52
債務者　渡部　直子
1　決定年月日時　平成22年６月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２２年（フ）第１５５号
福島県いわき市平下平窪字寺内125番地の９
債務者　生田目和春
1　決定年月日時　平成22年６月30日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２２年（フ）第１５６号
福島県いわき市平下平窪字寺内125番地の９
債務者　生田目真澄
1　決定年月日時　平成22年６月30日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２２年（フ）第２３３号
愛知県犬山市大字橋爪字末友56番地　ソレーユ20Ｓ203
債務者　鈴山　勝久
1　決定年月日時　平成22年６月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第２５９号
愛知県一宮市大江３丁目９番24号
債務者　小川　幸一
1　決定年月日時　平成22年６月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第２６１号
愛知県江南市尾崎町上田69番地
債務者　上生　智宏
1　決定年月日時　平成22年６月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第２６２号
愛知県江南市尾崎町上田69番地
債務者　上生　幸代
1　決定年月日時　平成22年６月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第２７６号
愛知県稲沢市稲島町洲原東4639番地３　サンマンションアトレ国府宮209
債務者　片岡由紀子
1　決定年月日時　平成22年６月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第３６２号
大阪府貝塚市名越777番地８、前住所大阪府泉佐野市鶴原1832番地の11
債務者　藤本　　剛
1　決定年月日時　平成22年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係